

原議保存期間	30年(令和35年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙企画発第32号、丙技企発第16号
丙人発第57号、丙会発第84号
令和4年6月1日
警察庁長官官房長

変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組について（通達）

少子高齢化等の日本社会の変化に適応するための警察運営について、「今後の日本社会の変化に適応するための警察運営に向けた取組について（通達）」（平成31年4月1日付け警察庁丙企画発第6号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき取り組んできたところ、少子高齢化は今や不可逆的・加速度的に進行しており、今後、我が国の総人口は長期の人口減少過程に入るほか、地方だけでなく都市部においても、高齢化が急速に進行することが見込まれている。

また、サイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスが登場するなど、第四次産業革命が急速に進展しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とあいまって、社会のデジタル化の流れを加速させ、国民一人一人の行動様式にも変化をもたらしている。

こうした社会の変化は、警察にも無関係なものではない。少子高齢化に伴う空き屋や独居高齢者の増加、地理的な制約や年齢を要因とする情報通信技術の利用に係る機会・能力の格差等により、犯罪に対する社会の脆弱性が高まり、新たな治安上の課題を生じさせるおそれがある一方で、就職適齢人口の減少、世代交代に伴う経験豊富な警察官の減少等により、警察においても、現有するマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題が生じ、従前の運用や体制の維持が困難となることが懸念される。

こうした情勢の中で、警察が執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処し続けるためには、警察運営の合理化・効率化や第一線における職務執行を支える取組において、職務執行の負担が大きな業務に重点を指向するなど、戦略的なアプローチを強化し、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立することが重要である。

各位にあっては、変容する日本社会に対応し、もって国民の期待と信頼に応えるための警察運営に向けて、当面、下記のとおり取り組むこととされたい。その際、既に実施されている取組についても、その効果や新たな課題を随時把握し、更なる改善を図るなど、不断の見直しに努めることとされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 取り組むべき事項

(1) 警察運営の合理化・効率化

ア 柔軟な組織運営の推進

各地域における人口構造、都市の状況、警察行政に対する住民のニーズ等の変化を的確に把握した上で、部門間の縦割りを排し、警察組織全体の最適化が図られるように留意しつつ、必要な地域・分野への人的・財政的資源の配分の重点化や部門を超えた連携の在り方の見直しを進めるなど、柔軟な組織運営を図ること。

イ 効率的な業務運営の推進

限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げるため、職務執行の負担が大きな業務に重点を指向して、従前、制度上又は慣例上処理することが必要であるとされてきた業務を含め、徹底的な見直しを行うとともに、情報管理システムや先端技術等を積極的に活用することなどにより、効率化のための取組を大胆に進めること。

また、不適正な取扱いや合理性・効率性を欠く業務運営を認知した場合には、その制度的要因・背景を分析し、業務の仕組みそのものの見直しを含めた、業務運営の改善を図ること。

ウ 関係機関・団体等との連携の推進

警察活動の過程で把握した住民のニーズに対し、関係機関・団体等が協力して的確に対応することができるよう、警察が保有する情報の共有を含む関係機関・団体等との連携を推進すること。

(2) 第一線における職務執行を支える取組

ア 相談・照会体制及びマニュアル等の整備

第一線において即時に事案に対処しなければならない職員の職務執行を支援するため、職員からの相談・照会に直ちに応じる窓口を警察本部に設けるなど、職員のニーズに沿った形で相談・照会体制の整備・拡充を図ること。

また、職員から警察本部に寄せられた相談・照会内容を踏まえてマニュアルの整備・改定をしたり、当該相談・照会内容を検索可能な形で共有したりするなど、現場を支えるサポート体制の充実を図ること。

イ 職員の安全な職務執行及び警察施設のセキュリティの確保

具体的な場面を想定した実戦的な総合訓練の実施、警察装備品の機能の向上、運用態勢の見直し等、安全な職務執行を確保するための取組を進めるとともに、交番をはじめとした警察施設のセキュリティの確保を図ること。

ウ 働きやすい職場環境の形成

業務を効率的に推進し、最大限の成果を上げるとの業務運営上の観点だけでなく、就職適齢人口が減少する中で、優秀な人材を獲得し、維持すると組織運営上の観点からも、職場環境を個々の職員にとって働きやすいものとするは極めて重要であることから、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等により、ワークライフバランスを推進するなど、働きやすい職場環境の形成を図ること。

(3) 先端技術等の活用

ア 情報管理システムの合理化・高度化

各都道府県警察において個別に整備されているシステムについて、全国的な相互連携や仕様の統一等、情報管理システムの合理化・高度化を推進し、警察全体の業務の合理化・効率化を図るとともに、行政手続や事業活動等、社会全体で急速に進むデジタル化に適切に対応すること。

イ 警察活動の一層の質的向上

全国的な連携・斉一性に配慮しつつ、AIやドローンといった先端技術を活用したり、警察が保有するデータについて外部の知見を活用しつつ高度な分析を行ったりするなど、警察組織全体における先端技術等の効果的な活用を推進し、警察活動の一層の質的向上を図ること。

(4) その他

各都道府県警察にあっては、他の都道府県警察の取組状況を積極的に把握し、自らの組織においても効果的と認められる取組を実施するよう努めること。また、警察庁内部部局にあっては、各都道府県警察の取組状況を随時把握し、他の都道府県警察にも参考となる取組の事例を広く紹介すること。

2 推進体制

(1) 警察庁における推進体制

警察庁に、別紙のとおり「警察運営イノベーション推進室」（以下「推進室」という。）を設置し、1に記載する取組の実行状況の把握及びこれらの取組の更なる推進を図るものとし、おおむね1年に1回、警察庁における取組の実行状況等について推進室に報告するものとする。

また、推進室が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

(2) 各都道府県警察における推進体制

各都道府県警察においても、警察庁のものを参考に推進体制を構築すること。

推進体制の構築に当たっては、組織内の職員の意見を幅広く把握できる

体制となるよう努めること。

(3) その他

上記1(1)アの柔軟な組織運営の推進において、人的・財政的資源の配分の重点化を実施するためには、上記1(1)イの効率的な業務運営の推進により、人的・財政的資源の合理化を図ることが必要であることから、上記(1)及び(2)の推進体制を活用することなどにより、これらの取組が有機的に連動したものとなるよう留意すること。

また、上記1(3)の先端技術等の活用については、相当の財政的資源が必要であることから、期待できる効果や、先端技術等の活用によって合理化が可能となる既存の財政的資源の有無等の観点から、上記(1)及び(2)の推進体制を活用することなどにより、組織全体の優先順位を的確に判断して、戦略的に取り組むよう留意すること。

警察運営イノベーション推進室構成員表

室長	官房長
副室長	総括審議官 技術総括審議官 政策立案総括審議官 首席監察官
室員	総務課長 企画課長 技術企画課長 人事課長 会計課長 生活安全企画課長 刑事企画課長 組織犯罪対策企画課長 交通企画課長 警備企画課長 外事課長 警備第一課長 サイバー企画課長 その他室長が指名する者

※ 推進室の庶務は、企画課において処理する。